

〔No. 13〕 圧縮天然ガス（CNG）自動車の点検・整備に関する記述として、**不適切なものは次のうちどれか。**

- (1) 点検整備事業者は、CNG自動車燃料装置点検整備記録簿を備え、「CNG燃料装置の構造基準」に適合するか否かの検査を行ったときは、これに記録しなければならない。
- (2) 燃料系統の配管及び継ぎ手などを取り外す場合は、ガス・ボンベ（容器）の元弁（マニュアル・ロック・ダウン・バルブ）を完全に閉め、切り替えバルブ（4ウェイ・コネクタ）を開けてエンジンを始動し、配管内の燃料ガスを完全に燃焼させてから行う。
- (3) ガス・ボンベ（容器）は、高圧ガス保安法の規定により充てん可能期限（ボンベの使用期限）がボンベ製造日より15年と規定され、ボンベ製造日又は、検査日から初回は4年以内、その後は2年1ヶ月ごとにボンベ再検査を受けなくてはならない。
- (4) ガス・ボンベ（容器）の再検査における外観検査は、ボンベの損傷の有無のみによって合否判定する一次外観検査と、一次外観検査に合格したボンベについて、測定器具を用いて損傷の程度を区別して合否判定する二次外観検査がある。

答（４）

二次外観検査は一次外観検査が不合格となったボンベについて行う。